

新たな温暖化対策の方向性と制度設計の基本スタンスについて（案）

基本的考え方

審議会での主な意見等

制度設計の基本スタンス（基本原則）

挑戦 1

「オフィスなどの大規模事業所に
CO₂排出量削減を義務化」

東京では、オフィスやデパート、ホテルなど業務部門からのCO₂排出量は90年度から2000年度にかけて約2割増加。今後も拡大基調は続く見込み。

「新たな地球温暖化対策計画書」制度の構築により、一定量以上のCO₂を排出し環境負荷を与えている大規模事業所に、基準（削減目標）に従い、排出量の削減を確実に実施してもらう

- ・「温暖化対策に積極的に取り組むものが、社会経済的に評価される仕組み」を検討
- ・特に、「削減のための数値目標の設定方法」の検討に当たっては、多くの「対策事例」などを把握・分析

- (1) 基準（削減目標）設定を考える上での留意点
 - ・一定量以上のCO₂の排出事業所に対し、CO₂の総量削減対策を定める。
 - ・CO₂排出量に応じた応分の負担を求めることを基本
 - ・省エネルギーに成果をあげてきた事業所の取り組みも評価し、過大なコスト負担が生じない制度とする
- (2) 対象者範囲を考える上での留意点
 - ・公平性や効果等の観点から、大規模事業所だけでなく、より広く取組を求めていくことを検討
- (3) 実効性の確保について
 - ・自己努力による削減が困難な場合の代替手段として、また基準以上の削減インセンティブとしても、削減量を事業者間で取引できる補完措置を検討
 - ・実施結果の確認やモニタリングの実施、対策計画書及び結果報告書の公表など

*基準（削減目標）設定について・・・

事務局の提案は、総量による削減と過去の努力を実態に即して反映させる方式とを併用する考え方であり、環境と経済の両立を図り、また、企業等の自主的な行動を奨励するという新しい時代の要請に適合したもの、合理的なものである。提案された制度案は、現場と行政との対話のネットワークを既に築いている今までの都の環境行政の実績を勘案すれば、適切に実施されるものである。このネットワークを活用すれば現場の実情を反映した目標設定は十分に可能である。運用や設備導入などで削減対策を進めてもIT化等でどうしても総量が増加する場合もある。新たな制度の基準年以前に実施している過去の取組の成果も考慮されるべき。目標設定を完全に自主というのではなく、ある種の交渉（行政指導）により設定するのであれば、諸外国でやっている協定と似た制度となり、スムーズにいくのではないかと。

*事業所の多様性について・・・

取組が進んでいる分野と遅れている分野があり、同列に扱われるのは不公平。竣工から年数が経過しているビルと、最新の省エネ性能を強化したビルとを同列に扱うのはどうか。業務用ビル対策が困難だったのは、所有者とテナントの関係で、どちらにも省エネ対策を進めるインセンティブがなかったこと。テナントビル対策は是非進めていくべき。中小規模の事業者も削減義務が求められるのか。中小規模の事業所でも、取り組んでいるところは何かの形で評価できるように仕組みも盛り込むべき。中規模事業者についても対象に加えるべき。ただ、達成手段・評価手段として、支援策をつくり削減実績を担保する方法がよい。

*取組の評価について・・・

経済界では既に自主的な取組を進め成果をあげている。こうした取組を評価してほしい。エネルギーの大量消費をしなければ成り立たない業種もあるが、一定の環境負荷を与えていることは事実。したがって、構造的にCO₂が減らない業種についても、活動量を維持しつつCO₂を削減することをきちんとチェックできるような仕組みとすべき。非常に省エネ性能が悪い建物と省エネ性能が高い建物とでは、実施可能な対策も変わってくる。現実の多様な建物とか設備の状況をどのように考慮していいのか。CO₂だけではなく、廃棄物対策や節水等の様々な取組を全体的に評価してほしい。HFCなどの3ガスの削減も、対象として加えていくべき。規制をしなくても、みんなが一定レベルの対策を実施するようになれば、総量削減は可能と考える。削減対策事例などももっと普及させる必要がある。成果があがらなかったとき、いきなり罰則というのは入れすぎではないかと。とても取組が優れているところを評価できるような仕組みなど、事業者が受け入れやすいような形も工夫して。第三者による検証システムも必要なのは、環境ファンドなど、企業が環境に対してより配慮しているかどうかを判断基準としている事例もある。こういう形で、評価はある程度民間に任ずり方もあるのでは。市民にとって環境に対して総合的に配慮している企業の信頼感が高い。一定の配慮の基準を満たしているか否かについて、非常に高いレベルで判断するなどの手法でマーケットにアプローチしていく方法もある。そうしてマーケットが反応すれば、いろいろな形で民間の監査制度も設けられていくと考える。事業者を求めるだけではなく、都のサポート体制も構築すべき。事業者と行政と一緒にベストプラクティスを学習し、事業者の自主的な省エネ対策や代償措置の提案を奨励するなど、大都市東京の試みがグローバル・スタンダードとして展開されることを望む。

*その他

事業所のエネルギーの使用実態やどのような方法で省エネができるのかについて、詳細にみていく必要がある。それをもって制度設計すれば、非常に実効性のある方法になる。関係業界などへの説明を行うとともに、一層正確な実態調査の実施、実態を踏まえた意見や課題の反映をしてほしい。業界団体や事業者側で持っているデータも参考にしてほしい。都の実態調査には協力する。将来の技術的水準や技術革新も考慮したものとすべき。

排出量の総量削減を着実に実施していく、
実効性ある制度に

都は、具体的な削減対策メニューや事例集、
最低限取組むレベル等を記載した「対策指
針」を作成し、事業者が計画策定段階でより
高い削減目標の設定を図るよう誘導

中間年では、実施状況を把握し、削減目標が
着実に実施されるよう指導を実施

現行制度の特徴を活かし、自主性や個別性
をも活かす制度に

事業者は、対策指針等に基づき、実態に応じた
自主的な削減目標、削減対策計画書を作成

優れた取組成果をプラス評価する制度に

計画の達成状況を評価・公表

*計画実施期間中に、事業規模・内容等が変化した場合
には、それらを適切に考慮

都は、優れた取組を実施した事業者を表彰

事業者が削減計画を立てやすいよう、取組
事例など具体的手法を提示し、広く普及し
ていく制度に

都は、具体的な削減対策メニューや事例等を
紹介した「削減対策ガイドライン」を作成

ガイドラインには、優れた事業所の削減対策
メニューをフィードバック。様々な省エネ技術
を広く普及